

3 教保第 627 号
平成 23 年 6 月 24 日

京都府学校薬剤師会会長 様

京都府教育委員会
教育長 田原 博明

平成 23 年度「薬と健康の週間」の実施について（依頼）

平成 23 年度「薬と健康の週間」において、本府では別紙実施要領に基づき各事業が実施されます。

つきましては、別添写しのとおり各市町（組合）教育委員会教育長及び、各府立学校長あて通知しましたので、御協力をお願いします。

担 当	保 健 体 育 課 健康安全教育指導担当
電 話	075-414-5874
F A X	075-414-5863



3 教保第 627 号
平成 23 年 6 月 24 日

各市町（組合）教育委員会教育長 様

京都府教育委員会
教育長 田原 博明

平成 23 年度「薬と健康の週間」の実施について

平成 23 年度「薬と健康の週間」において、本府では別紙実施要領に基づき各事業が実施されます。

つきましては、本週間の趣旨について御理解いただきますとともに、関係機関と十分連携の上、貴所管の学校において、学校薬剤師による児童生徒に対する正しい薬の使い方や薬物乱用防止等についての啓発が行われますよう御配慮をお願いします。

担 当	保 健 体 育 課 健康安全教育指導担当
電 話	075-414-5874
F A X	075-414-5863



3. 教保第 627 号
平成 23 年 6 月 24 日

各府立学校長 様

京都府教育委員会
教育長 田原 博明

平成 23 年度「薬と健康の週間」の実施について

平成 23 年度「薬と健康の週間」において、本府では別紙実施要領に基づき各事業が実施されます。

については、本週間の趣旨を理解の上、学校薬剤師と協力しながら児童生徒に対する正しい薬の使い方や薬物乱用防止等についての啓発を各校の保健計画等に基づき実施してください。

担 当	保 健 体 育 課 健康安全教育指導担当
電 話	075-414-5874
F A X	075-414-5863

3 薬 第 8 1 2 号

平成 2 3 年 6 月 2 1 日

京都府教育庁指導部保健体育課長 様

京都府健康福祉部薬務課長

平成 2 3 年度「薬と健康の週間」の実施について

平成 2 3 年 5 月 3 1 日付け厚生労働省発薬食 0 5 3 1 第 3 7 号で、厚生労働事務次官から上記週間について通知があり、本府においても、別添実施要領に基づき各事業を実施することとしております。

つきましては、本週間の趣旨を御理解の上、学校薬剤師等を通じて、学校児童・生徒に対する正しい薬の使い方、薬物乱用防止等についての啓発が行われますよう御配慮をお願いします。

なお、本事業に係るポスター・リーフレットにつきましては、到着次第別途送付します。

担 当	指導・啓発担当
電話番号	4 7 9 0
FAX番号	414-4792

平成23年度「薬と健康の週間」実施要領

1 目的

医薬品及び薬剤師の役割に関する正しい認識を広く府民に浸透させることにより、府民の保健衛生の維持向上に寄与することを目的とする。

2 実施期間

平成23年10月17日（月）から同月23日（日）までの1週間

3 重点事項

府民に対する薬の講習会等を集中的に開催し、一般用医薬品の新たな販売制度、医薬品の適正使用、医薬分業、薬剤師の役割について広く府民に啓発するとともに、医薬品といわゆる健康食品の違い等についても啓発を行う。

4 実施事項

実施事項	実施要領
①報道機関との連携協力要請	テレビ、ラジオの府提供番組及び新聞を通じ、週間の趣旨の徹底を図る。
②リーフレット、ポスター等による啓発	ポスター、リーフレット等により府保健所、京都府薬業団体連合会構成団体を通じて、広く府民に対し週間の趣旨の徹底を図る。
③広報紙等による啓発	府、保健所、市町村等の発行する広報紙等に週間に関する記事を掲載し、啓発を行う。
④講習会、講演会等の開催	(1) 高齢者をはじめ、広く府民に対し、「薬の教室」を週間中に集中的に開催し、薬の正しい使い方等の啓発を行うとともに医薬分業についての理解を促す。 特に京都府薬剤師会は、支部単位ごとに講習会を開催し、きめ細かな啓発を行う。 (2) 教育委員会、学校薬剤師会等の協力を得て、生徒・児童に対し、講習会等を開催する。
⑤薬事関係功労者表彰の実施	薬事関係に功績のあった個人・団体を表彰し、より一層の活躍の推進を図る。
⑥薬局・店舗の監視の実施	新たな医薬品販売制度への対応状況を把握するとともに、改正内容の周知等を図る。

5 実施上の留意点

実施に当たっては、別添厚生労働省通知の実施要綱に加え、次の項目について府民に注意喚起を図ることとする。

(1) 医薬品といわゆる健康食品に関する正しい知識の普及啓発

いわゆる健康食品は、あくまでも食品であり、薬事法に基づく承認及び許可を取得した医薬品とは異なるため、容器、包装、宣伝物等には医薬品的効能効果を標榜することができないこと。

なお、専ら医薬品に使用される成分（センナ、アロエ、カッコン等）の含有を表示している商品は、無承認・無許可医薬品に該当すること。

また、痩身・強壮用としてインターネットで取引されるいわゆる健康食品や個人輸入される医薬品の中には、健康被害を引き起こす物や、極めて危険な成分が含まれている可能性もあること。

更に、インターネット（主にアダルトサイト）等で取引される「違法ドラッグ（いわゆる脱法ドラッグ）」は、青少年の薬物乱用の入門薬（ゲートウエイドラッグ）になると言われており、薬物乱用のきっかけ・引き金となること。

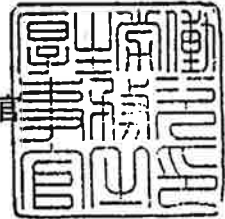
(2) 「かかりつけ薬局（薬剤師）」の定着

医薬分業の進展に伴い、医薬品の重複投与や相互作用の確認など、患者毎にきめ細やかな医薬品の適正使用を指導することができる「かかりつけ薬局（薬剤師）」の定着が必要となってきた。「かかりつけ薬局（薬剤師）」は府民の健康相談窓口としても地域に密着した医療サービスの一部でもあることから、各種啓発事業等において府民に「かかりつけ薬局（薬剤師）」の正しい理解が得られるよう普及啓発すること。

厚生労働省発薬食 0531 第 37 号
平 年 2 3 年 5 月 3 1 日

各都道府県知事 殿

厚生労働事務次官



「薬と健康の週間」の実施について

医薬品及び薬剤師等の専門家の役割に関する正しい認識を広く国民の間に浸透させることにより、国民の保健衛生の維持向上に寄与することを目的として、平成23年10月17日（月）から10月23日（日）までの1週間を「薬と健康の週間」とし、別添の平成23年度「薬と健康の週間」実施要綱に基づき、実施することとしたので、格段のご配慮をお願いする。

なお、貴管下市町村に対しては、その協力を得られるようお取り計らい願うとともに、実施状況の報告を併せてお願いする。

おって、政令市長及び特別区長に対しては、本職より別途通知しているので申し添える。



平成23年度「薬と健康の週間」実施要綱

1 目的

本週間は、医薬品及び薬剤師等専門家の役割に関する正しい認識を広く国民に浸透させることにより、国民の保健衛生の維持向上に寄与することを目的とする。

2 実施期間

平成23年10月17日（月）から10月23日（日）までの1週間

3 実施機関

主 催 厚生労働省、都道府県、日本薬剤師会及び都道府県薬剤師会

後 援 文部科学省、独立行政法人医薬品医療機器総合機構、日本製薬団体連合会
全日本医薬品登録販売者協会、全国配置家庭薬協会、全国医薬品小売商業
組合連合会、麻薬・覚せい剤乱用防止センター

4 実施事項

(1) 総 論

医薬品及び薬剤師の役割についての正しい知識を消費者の間に普及させるため、次の事項に重点を置き、主催者は相互に緊密な連絡を取り、後援者の協力を得てそれぞれの実情に即した運動計画を策定して実施するものとする。

特に医薬分業が各地域で円滑に推進されるように、薬剤師が行う服薬指導や薬歴管理の大切さを一人でも多くの国民が実感できるように、ポスター等啓発資材を用いて積極的な運動を展開するものとする。

ア 医薬品はその性質上、医師、薬剤師等専門家に相談して使用すべきことを周知徹底させること。

イ 医薬分業は、薬剤師の薬歴管理、服薬指導を通じて、服用薬の相互作用等の有無の確認、医薬品使用に対する正しい理解を促進することにより医療の質の向上を図ろうとする趣旨であり、これについて周知徹底させること。

ウ かかりつけ薬局は重複投与や相互作用の確認等により、医薬分業の質をより一層高めることが可能であることから、これについて周知徹底させること。

エ 医薬品については、使用時期、使用量、使用方法などを守り、使用上の注意を十分に参照して、正しい使用を周知徹底させること。

特に高齢者については、肝・腎機能低下のため副作用が起こりやすく、複数の診療科受診による重複投与、相互作用又は記憶力・注意力低下による誤用等の問題があることから、なお一層医薬品の正しい使用を周知徹底させること。

さらに、患者への情報提供を徹底するために、薬剤師の側からの患者に対する声かけが重要であり、これについて周知徹底させること。

オ 医薬品は、光、熱、湿気などによって、品質の低下を招くことがあるので、一定の状態での保存が必要であることを周知徹底させること。

カ 医薬品は、子供の手の届く所へ置くなど不注意な取扱いをすと思わぬ事故の原因となることを周知徹底させること。

キ 薬剤師の医療及び公衆衛生面における活動の現状に鑑み、薬剤師の役割についての正しい知識を周知徹底させること。

ク 薬局には、後発医薬品に関する説明を適切に行う義務があり、調剤に必要な体制の確保に努める必要があることを周知させるとともに、後発医薬品に関する正しい理解の普及に努めること。

ケ 一般用医薬品の販売制度の改正について周知し、一般用医薬品のリスク区分に対する情報提供について正しい理解のための普及啓発を図り、セルフメディケーションの推進に努めること。

コ 本週間の目的を踏まえ、次の事項についても積極的な推進に努めること。

(ア) シンナー、覚せい剤等の恐ろしさを周知させ、特に青少年に対する薬物乱用防止の啓発活動を展開する。

(イ) 地域住民に対し、献血への理解を求める普及啓発を行う。

サ 医薬品副作用被害救済制度及び生物由来製品感染等被害救済制度の周知徹底を図ること。

(2) 厚生労働省及び日本薬剤師会における実施事項

ア 広報機関等による啓発宣伝

(ア) 厚生労働省及び日本薬剤師会は、自己の広報機関を十分に活用するとともに、各種の報道機関に対しても資料を提供すること等により積極的な協力を求めて、本週間の趣旨の普及徹底を図る。

(イ) 厚生労働省及び日本薬剤師会は、薬事関係団体及び製造業者の協力を得て当該製造業者のテレビ、ラジオの提供番組又は新聞等の広告紙面を利用して本週間の趣旨の徹底を図る。

イ 印刷物の作成配布

厚生労働省及び日本薬剤師会は、広報資料として「薬と健康の週間」に関するポスター、リーフレット等を作成して都道府県、都道府県薬剤師会等に配布する。

ウ 薬事功労者の表彰

厚生労働大臣は、薬事功労者を表彰する。

(3) 都道府県及び都道府県薬剤師会における実施事項

ア 広報機関等による啓発宣伝

都道府県及び都道府県薬剤師会は、自己の広報機関を十分に活用するとともに、各種の報道機関に対しても資料を提供すること等により積極的な協力を求めて、本週間の趣旨の徹底を図る。

イ 各種催し物等の実施

(ア) 都道府県知事は、薬事功労者、優良薬局を表彰する。

(イ) 都道府県及び都道府県薬剤師会は、講演会、座談会、映画会、医薬品相談所、展示会等の催し物を開催して本週間の趣旨の徹底を図る。

(ウ) 都道府県及び都道府県薬剤師会は、教育委員会を通じて学生生徒に対し、学校薬剤師による薬の正しい使い方についての講演会等を実施することにより本週間の趣旨の徹底を図る。

(エ) 都道府県及び都道府県薬剤師会は、自らが又は関係機関等が作成した薬の正しい使い方等に関する啓発資材について、その効果的な活用を行うために関係機関等との連携を図りつつ、学校薬剤師による地域活動等を支援する。

(オ) 都道府県及び都道府県薬剤師会は、関係団体の協力を得て座談会等を開催し、家庭の主婦に対し薬の正しい使い方について啓発宣伝を行う。

(カ) 都道府県及び都道府県薬剤師会は、老人クラブ等の協力を得て薬の相談会

等を開催し、高齢者に対し薬の正しい使い方について啓発宣伝を行う。

(キ) 都道府県薬剤師会は、薬剤師の社会的役割について啓発宣伝に努める。

(ク) 都道府県薬剤師会は、医薬品、化粧品等の検査を行うことを通じて、薬剤師の活動分野を紹介する。

(ケ) 都道府県薬剤師会は、医薬分業の推進について小地区ごとに薬剤師会、医師会、歯科医師会の懇談会を開催し、その実現に努める。

(コ) 都道府県及び都道府県薬剤師会は、薬局及び医薬品販売業の適正な在り方及びその社会的な役割について関係者に対する指導研修を行う。

(サ) 都道府県及び都道府県薬剤師会は、本週間の趣旨の徹底を図るため、製造業者の協力を得て報道関係者の製薬工場の見学を実施し、その理解と協力を求める。

(シ) 都道府県及び都道府県薬剤師会は、本週間の趣旨の徹底を図るため、病院診療所等の協力を得て報道関係者による医薬分業を実施している病院・診療所、薬局等の見学会を実施し、医薬分業への理解と協力を求めるようにする。

(ス) 都道府県及び都道府県薬剤師会は、地域医療機関・薬局マップの作成、掲示に努める。

(セ) 都道府県及び都道府県薬剤師会は、関係者の協力を得て地域住民に対し、献血への理解を求める普及啓発を行うとともに、シンナー、覚せい剤等の恐ろしさを周知させ、特に青少年に対する薬物乱用防止の啓発活動を展開する。

ウ その他

この要綱に掲げるもののほか、各種関係団体と連絡を取り、相互に協調し、それぞれの実情に即した運動を実施するようにする。